

久米島町新クリーンセンター車庫洗車棟建築工事 条件付き一般競争入札実施要項

(趣旨)

第1条 この要綱は、久米島町（以下「本町」という。）が発注する久米島町新クリーンセンター車庫洗車棟建築工事（以下「本工事」という。）について、透明性及び公平性、競争性を確保するため、条件付き一般競争入札（以下「入札」という。）による契約実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(工事の概要)

第2条 本工事の概要は次の各号のとおりとする。

- (1) 工事名称 久米島町新クリーンセンター車庫洗車棟建築工事
- (2) 施行箇所 久米島町字阿嘉地内
- (3) 工事概要 鉄骨造（平屋） A=130.86 m² 建築工事 一式
- (4) 設計額 81,576,000（税込）
- (5) 入札方式 条件付き一般競争入札
- (6) 最低制限価格 設定あり
- (7) スケジュール

内 容	日 程
公募開始の公表	令和8年1月21日（水）
質疑の受付締切	令和8年1月27日（火）午後5時必着
質疑の回答予定	令和8年1月29日（木）
参加資格確認申請締切	令和8年2月3日（火）午後5時必着
参加資格確認通知	令和8年2月6日（金）
見積書の提出	令和8年2月9日（月）午後5時必着
開札日	令和8年2月10日（火）
落札結果の公表	令和8年2月12日（木）
契約締結予定日	令和8年3月上旬予定

(入札参加資格等)

第3条 本工事への入札参加資格は、次の要件をすべて満たす企業又は団体（以下「事業者」という。）とする。

- (1) 令和7・8年度久米島町工事等入札参加業者資格者名簿の「建築」部門に登載されており、A等級又はB等級であること。
- (2) 久米島町内に本社又は支社を有していること
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員と関係を有している者でないこと
- (6) 国税、県税及び市町村民税に関し滞納がない者であること
- (7) 国又は地方自治体から入札参加資格指名停止の処置を受けていないこと

（入札参加の申込み）

第 4 条 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（様式第 1 号）（以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、持参または郵送により町長に提出し入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、期限までに資格確認資料を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができないものとする。

- (1) （様式第 1 号別紙）誓約書
- (2) 配置予定監理技術者雇用証明書類
- (3) 納税証明書

2 提出期限は令和 8 年 2 月 3 日（火）17 時までとする。

（入札参加資格の確認及び通知）

第 5 条 前条により申請書が提出されたときは、当該申請者を第 3 条に定める入札参加資格等に適合するか確認する。

2 前項による確認結果は令和 8 年 2 月 6 日（金）までに通知を行うものとする。

（見積書の提出）

第 6 条 前条第 2 項の通知にて入札の参加資格があると認められた者は、入札執行の前日までに見積書を提出しなければならない。

2 提出期限は令和 8 年 2 月 9 日 17 時までとする。

（予定価格の公表）

第 7 条 入札を行う場合における予定価格については、開札時の事後公表とする。

（入札の方法等）

第 8 条 入札については、久米島町入札事務処理要綱（平成 29 年久米島町告示第 10 号）を準拠し、本要綱に基づき条件付き一般競争入札により行うものとする。

2 入札の方法は次の各号に掲げる関係書類を持参し提出する。なお、電報及び電送に

よる入札は認めないものとする。

- (1) (様式第2号) 入札書
- (2) (様式第3号) 委任状(代理人が入札する場合)

3 入札の実施については、次の各号のとおり実施する。なお、入札参加者がいないときは当該入札を中止する。

- (1) 入札場所 久米島町役場2階会議室
- (2) 入札日時 令和8年2月10日(火) 10時00分
- (3) 入札回数 2回

(入札の無効)

第9条 入札が久米島町契約規則(平成21年久米島町規則第12号)第27条に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを無効とする。

- (1) 予定価格を上回る価格をもって入札したとき。
- (2) 第4条及び第8条に規定する関係書類に不備があるとき。

(入札参加資格の審査及び落札者の決定)

第10条 入札の結果、予定価格の範囲内で最低価格による入札を行ったものを最低価格入札者として決定する。この場合において、最低価格入札者が2者以上の場合は、直ちに、当該入札事務に関係のない職員がくじを引き、最低価格入札者を決定する。

2 最低価格入札者の決定後、最低価格入札者が第4条に規定する入札参加資格を満たし、かつ、最低価格入札者と契約を締結する事が公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められないかどうかを審査する。

3 最低価格入札者が、前項の規定による審査に合格した場合は当該最低価格入札者を落札者とし、当該審査に合格しなかった場合は当該最低価格入札者を落札者とししない。

4 前項の規定により最低価格入札者を落札者とししない場合は、落札者が決定するまで、入札を行った者(最低価格入札者を除き、入札価格が予定価格の範囲内である者に限る。)を入札価格の低い順に順次予定価格の範囲内で最低価格による入札を行ったものとみなし、前3項までの規定を適用する。

(入札結果の公表)

第10条 落札者を決定したときは、速やかに落札者及び落札金額を町ホームページに掲載し公表する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、公示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、本工事の契約締結日限り、その効力を失う。